



木曾町及び王滝村に普通交付税(11月定例交付分)が繰上交付されます

平成26年御嶽山噴火により災害救助法の適用を受けた木曾町及び王滝村に対し、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付されることになりました。

1 日程

平成26年10月7日(火) 交付決定
平成26年10月8日(水) 現金交付

2 県内交付対象団体

木曾町、王滝村(災害救助法適用団体)

3 繰上交付額(11月定例交付額の3割)

木曾町	373百万円
王滝村	55百万円
合計	428百万円

4 その他

- ・普通交付税の交付時期は、4月、6月、9月及び11月
- ・普通交付税の繰上交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするため、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・本県における普通交付税の繰上交付は、直近では、本年7月の台風第8号の接近に伴う大雨により多大な被害を受けた南木曾町に対して行われている。